リスク管理・コンプライアンス体制

(1) リスク管理体制

金融の自由化・国際化、デリバティブ取引などの金融技術の発達などに伴い、銀行が抱えるリスクは多様化し、複雑化しています。こうした環境の中、当行はリスクを正確に把握・分析し、適正に管理・運営していくことが経営上の最重要課題と認識し、リスク管理の高度化に取り組んでいます。

そのため、組織体制や諸規定等を整備し、適時これらを見直すとともに、リスク管理手法等の充実・強化を図っています。

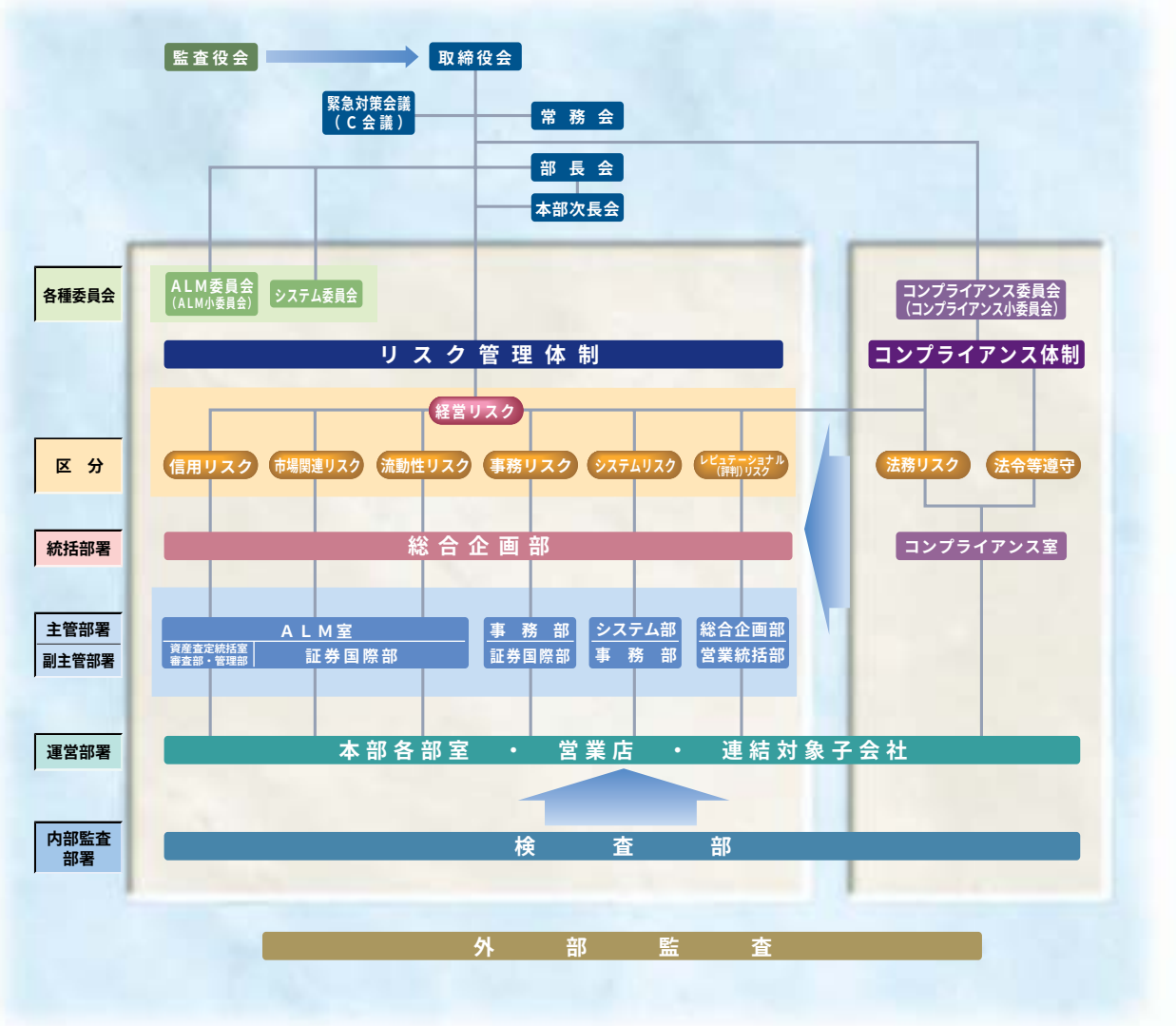

■信用リスク管理

信用リスクとは、お取引先の倒産や経営の悪化等を原因として、貸出金などの回収が困難となり、当行の資産が損失を被るリスクをいいます。

当行では、資産の健全性を維持・確保するため、営業推進部門とは分離独立した審査管理体制を整え、信用リスク管理を行っています。

リスク管理部署としては、お取引先の信用度や融資審査を担当する審査部、債権の管理・回収を担当する管理部を設置しています。審査部においては、通常の一般審査グループに加え、業況がやや悪化してきた先や特定の大口案件などを集中的に管理する特別審査部門、また、お取引先の業況の再建に向けた活動を側面からサポートする企業財務サポート室を設置し、お取引先の状況に適したリスク管理を機動的に行える体制を作っています。

審査管理の方策としては、厳格な自己査定、また自己査定の債務者区分と整合性を持った信用格付け制度等を活用し、信用力を客観的に把握し管理しています。また、信用格付けを実施したことに伴い、信用度に応じた金利設定方針（プライシング）を導入し、管理を強化するとともに収益性を向上させる運用施策を行っています。

大口先については、取引方針を定期的かつ適時に見直すとともに与信限度額を設定し、管理を厳格に行うことによりリスクの低減を図っています。

また貸出全体のポートフォリオ管理を行うため、ALM担当部門とも協調し、業種や格付けグループなどのセグメント分析、将来起こりうる損失額を統計的な手法を用いて計測する信用リスクの計量化、担保評価の精緻化を図る不動産担保評価システム等、システムによる効率的な審査サポート体制の充実に取り組んでいます。

■市場関連リスク管理

市場関連リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替などの変動により、保有する資産が損失を被るリスクおよび、それに付随する信用リスクなどを含めたものをいいます。

当行は市場部門を、取引の執行担当（フロントオフィス）と、取引の事務処理担当（バックオフィス）とに明確に組織分離し、相互に牽制する体制としています。

さらに、市場部門から独立したリスク管理担当（ミドルオフィス）としてALM室を設け、リスク管理体制の整備や市場部門におけるリスク管理規定等の遵守状況のチェック、市場部門のポジション・損益状況の把握を行っています。また、VaR（バリュー・アット・リスク）手法やBPV（ベーシスポイント・バリュー）手法等複数のリスク計測手法を用いてリスク量の適切な把握に努めるとともに、適時経営陣に報告しています。

当行では、半期毎にALM委員会において、自己資本や市場環境等を勘案してVaRによるリスク限度額を決定し、各市場業務では、そのリスク限度額を遵守しながら収益の獲得に努めています。毎月のALM委員会において、各市場業務のリスク・収益の実績把握を行い、市場見通し等を勘案した適切なリスクコントロールおよび効率的な収益獲得の方法を検討しています。また、市場がVaRの予測範囲を超えて変動した場合の影響を計測するストレステストについても、各市場における過去10年間の最大変動幅等で把握し、不測の事態に備えています。

用語解説

■VaR（バリュー・アット・リスク）
市場の不利な動きに対し、一定期間、一定確率のもとで保有ポートフォリオが被る可能性のある最大損失額を統計的に計測する方法。

■BPV（ベーシスポイント・バリュー）
市場金利が1単位（0.01%）変動した場合に、保有債券のポートフォリオの現在価値がどの程度変化するかを計測する方法。

■流動性リスク管理

流動性リスクとは、信用力が低下すること等により、必要な資金が確保できなかったり、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされるリスクをいいます。

当行では、ALM委員会が中心となり、月次の資金計画や資金化可能額・調達可能額の把握等、資金繰りリスクに係る総合的な把握、管理を行っています。

さらに、資金繰り状況に応じ、「平常時」・「懸念時」・「危機時」の3段階に区分し、各々の局面に応じた適切な管理体制を構築し、機動的に対応できるようにしています。

リスク管理・コンプライアンス体制

■事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠ること、あるいは事故・不正等を起こすことなどにより、損失を被るリスクをいいます。

当行では、正確かつ厳正な事務処理を通じて、お客さまに信頼していただけるよう、営業店事務のレベルアップを図るため、各事務研修を実施するとともに、臨店事務指導を定期的に実施し、行員指導の充実に努めています。さらに、積極的に機械化やシステム化を推進することにより、事務処理の堅確化・効率化を図っています。

事務リスクに関する監査体制面では、検査部による事務の管理体制および事務処理プロセスに関する厳正な監査と事故防止のための指導を行っています。

また、営業店においても、自店で店内検査を定期的に実施し、事務処理状況の検証と事故の未然防止に努めています。

■システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムの予期せぬ停止・誤作動、不備・被災等の他、システムの不正使用・データの漏洩等により、損失を被るリスクをいいます。

当行では、これらのリスクに備えてオンラインシステムの各種機器や通信回線等を二重化するとともに、大規模災害に備えたコンティンジェンシープランの制定やデータの分散保管および「バックアップセンター」の構築を行い、万一のシステム障害やオンライン停止時には速やかに業務を再開できる体制を整備しています。

コンピュータの不正使用や情報漏洩対策として、お客さまのデータ等の厳正な管理を行うため、各種取扱規定の整備や暗証番号等の重要情報の暗号化を行うなど、万全な安全対策を講じています。

また、定期的に専門家による外部監査を受けており、システムリスクに対する全般的な管理体制をさらに充実させるとともに、より安心確実なサービスの提供に取り組んでいます。

■レピュテーショナル（評判）リスク管理

レピュテーショナルリスクとは、風説の流布の発生等により、外部からの評判が低下し、損失を被るリスクを言います。

当行では、レピュテーショナルリスクが経営に及ぼす重要性・地域社会への影響度を認識し、その顕在化を未然に防止する体制を構築し、万一風説の流布等の発生時には、迅速かつ適切な対応により、その鎮静化、事態の収拾を図るように管理しています。

(2) コンプライアンス体制

コンプライアンスとは、法律や政令だけでなく倫理や社会規範、業界団体の取り決め、行内規定などの諸ルールを厳正に遵守することをいいます。これは、銀行が社会的責任と公共的使命を果たしていくうえで、必要不可欠なものです。

当行は、「コンプライアンスの徹底」を経営の重要課題と位置づけ、お客さま・株主・地域の皆さまから更なるご信頼をいただけるよう、次の取り組みを行っています。

■コンプライアンス体制の整備

コンプライアンスに関する基本方針や実践計画（コンプライアンス・プログラム）を策定するなど、コンプライアンス体制の整備・強化を図るための重要事項の協議・決定は、頭取が委員長を務める「コンプライアンス委員会」で行っています。

コンプライアンスに関する統括部署としてコンプライアンス室を設置しています。また、行内すべての部署にコンプライアンス・オフィサーを1名ずつ配置し、コンプライアンスの徹底に取り組んでいます。

■コンプライアンス研修

コンプライアンス・オフィサーを対象とした研修を行うとともに、職位別研修等の集合研修にコンプライアンスに関する内容を組み入れています。また、行内すべての部署で、定例的にコンプライアンスの勉強会を実施し、役職員のコンプライアンス意識の高揚を図っています。

■コンプライアンス・ハンドブック

コンプライアンス・ハンドブックは、基本的な行動指針・ルールを定めた「行動憲章」と、銀行業務に関する法律等の解説をあわせて記載したコンプライアンスの具体的な手引書で、全役職員に配付しています。

■法務リスク管理

法務リスクとは、業務遂行の過程において、法令違反及び法務知識不足等により損失を被るリスクのことをいいます。顧問弁護士等の外部専門家やコンプライアンス室によるリーガルチェックを通じて、法務リスクの回避・軽減を図っています。

金融商品の勧誘に関する方針

当行は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、平成13年4月より金融商品の勧誘を行う場合、次の事項を遵守するよう全役職員に徹底しています。

●勧誘の基本姿勢について

①お客さまの知識、経験、財産等の状況に照らして、適切な商品を勧誘するように努めます。

②商品の選択・購入については、お客さまご自身の判断と責任でお決めいただきますよう、お客さまが判断されるために必要な商品内容やリスク内容などの適切な情報を提供するよう努めます。

●勧誘の方法について

③「不確実な事項について断定的判断を提供しない」、「事実と異なる情報は提供しない」、「お客さまに不利益となる情報であっても提供する」など、お客さまの誤解を招かない説明に努めます。

④お客さまにとって意思に反する不都合な時間帯、方法、ご迷惑な場所での勧誘や、執拗かつ迷惑な勧誘は行いません。

●その他

⑤お客さまに適切な勧誘を行いますよう、行内規定を整備のうえ、本勧誘方針を徹底し、関係法令を遵守すると共に、当行の役職員は商品知識の習得に努めます。

⑥販売・勧誘に関するお客さまからのご照会等については、適正な対応に努めます。